

運輸安全委員会シンボルマーク使用規程

令和5年6月26日

運委総第109号

(目的)

第1条 この規程は、運輸安全委員会シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定めるものとする。

(使用制限)

第2条 運輸安全委員会及び運輸安全委員会の職員以外の第三者は、次のいずれかに該当する場合を除き、シンボルマークを使用することはできない。

- 一 運輸安全委員会からの委託を受けてシンボルマーク入りの物品等を製作する場合
 - 二 運輸安全委員会の委託を受けて実施する事業等において製作する資料や物品に、運輸安全委員会の委託を受けていることを、シンボルマークを用いて表示する場合
 - 三 運輸安全委員会が後援、協賛、監修等を行う事業、行事等において製作する資料や物品に、運輸安全委員会が前記の後援等を行うことを、シンボルマークを用いて表示する場合（営利を主たる目的としないものに限る。）
 - 四 運輸安全委員会が公表した資料等を転載する際、シンボルマークが含まれている場合
 - 五 シンボルマークを用いて運輸安全委員会ウェブサイトリンクさせる場合
 - 六 その他運輸安全委員会の広報活動に有用な場合であって、運輸安全委員会事務局総務課（以下「総務課」という。）が使用を認めた場合
- 2 前項第四号及び第五号に該当する場合は、運輸安全委員会ホームページ「著作権・リンク・免責事項等について」の記載内容に留意すること。

(使用の中止等)

第3条 シンボルマークの使用に関し、前条第1項各号に該当しないと認められるとき又はその使用が不適切であると認められるときは、運輸安全委員会はその使用を差し止めることができる。

(申請)

第4条 運輸安全委員会及び運輸安全委員会の職員以外の第三者が、第2条第1項第六号の規定によりシンボルマークを使用しようとする場合は、原則として使用を開始する日の1箇月前までに運輸安全委員会シンボルマーク使用申請書（別紙様式1）を総務課に提出しなければならない。

- 2 総務課は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合には、運輸安全委員会シンボルマーク使用許可書（別紙様式2）を交付する。
- 3 総務課は、前項に規定する使用許可書を交付する場合に、シンボルマークの使用に関する条件を付すことができる。

（許可の内容の変更）

第5条 前条第2項の規定によりシンボルマークの使用許可を受けた者は、前条の許可の内容に変更等があった場合には、速やかに、運輸安全委員会シンボルマーク使用変更申請書（別紙様式3）を総務課に提出しなければならない。

- 2 総務課は、前項の使用変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合には、運輸安全委員会シンボルマーク使用変更許可書（別紙様式4）を交付する。
- 3 前条第3項の規定は、前項の使用変更許可書を交付する場合に準用する。

（使用物品等の提出）

第6条 第4条第2項の規定によりシンボルマークの使用許可を受けた者又は前条第2項の規定によりシンボルマークの使用変更許可を受けた者は、使用後に遅滞なく使用物品等の現物、写真又はコピーを提出するものとする。

（使用許可の取消し）

第7条 総務課は、第4条第2項の規定によりシンボルマークの使用許可を受けた者又は第5条第2項の規定によりシンボルマークの使用変更許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、使用条件の変更、使用許可の取消し又は使用物件の回収を求めることができる。

- 一 使用許可の際に付した条件又はこの規程に違反したとき。
- 二 虚偽又は不正により使用申請を行ったとき。
- 三 その他総務課が必要と認めたとき。

（使用料）

第8条 シンボルマークの使用料については、無料とする。

（シンボルマーク等に関わる権利）

第9条 シンボルマークに関する一切の権利は、運輸安全委員会に帰属する。

（規程の改定）

第10条 この規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

（附則）

この規程は、令和5年6月28日から施行する

(様式1)

運輸安全委員会シンボルマーク使用申請書

年 月 日

運輸安全委員会事務局長 殿

(申請者)

住所

氏名又は名称

代表者名

運輸安全委員会シンボルマークについて、下記のとおり使用したいので申請します。

記

1. 使用目的
2. 使用方法 (具体的な使用方法がわかる図等を記載すること)
3. 使用期間
4. 連絡先 (氏名・役職・電話番号やメールアドレス等の連絡先)

(注) 運輸安全委員会シンボルマークの使用に関する企画書等参考となる資料を添付すること。

(様式2)

文書番号
年 月 日

申請者 あて

運輸安全委員会事務局長

運輸安全委員会シンボルマーク使用許可書

年 月 日付で申請のあった運輸安全委員会シンボルマーク使用については、下記のとおり許可する。

記

1. 使用許可する内容等

内容
期間

2. 使用に当たっては、次の事項を遵守すること。

- 一 申請内容に変更があった場合は、速やかに変更申請を提出すること。
- 二 運輸安全委員会シンボルマークの形状及び色彩に変更を加えないこと。

3. 使用条件に違反してシンボルマークを使用した場合、使用申請書の内容に虚偽又は不正があったことが判明した場合、その他運輸安全委員会が必要と認めた場合には、使用条件の変更、使用許可の取消し、又は使用物件の回収を求めることができるものとする。

(様式3)

運輸安全委員会シンボルマーク使用変更申請書

年 月 日

運輸安全委員会事務局長 殿

(申請者)

住所

氏名又は名称

代表者名

年 月 日付文書番号をもって許可を受けた運輸安全委員会シンボルマークの使用について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1. 変更内容

(変更前)

(変更後)

2. 連絡先 (氏名・役職・電話番号やメールアドレス等の連絡先)

(注) 変更内容について、運輸安全委員会シンボルマークの使用に関する企画書等参考となる資料を添付すること。

(様式4)

文書番号
年 月 日

申請者 あて

運輸安全委員会事務局長

運輸安全委員会シンボルマーク使用変更許可書

年 月 日付で申請のあった運輸安全委員会シンボルマークの使用変更については、下記のとおり許可する。

記

1. 使用に当たっては、次の事項を遵守すること。
 - 一 申請内容に変更があった場合は、速やかに変更申請を提出すること。
 - 二 運輸安全委員会シンボルマークの形状及び色彩に変更を加えないこと。
2. 使用条件に違反してシンボルマークを使用した場合、使用申請書の内容に虚偽又は不正があったことが判明した場合、その他運輸安全委員会が必要と認めた場合には、使用条件の変更、使用許可の取消し、又は使用物件の回収を求めることができるものとする。